

特約事項

- 1 本件は、分収造林となっており、通常の立木販売代金の納入方法とは、以下の点が異なることに留意すること。
 - (1) 国の持分に係る代金については、国の発行する納入告知書により納入すること。
 - (2) 分収造林の持分に係る代金については、当該契約者の発行する納付書にて振り込むこと（振込手数料は買受人の負担となる。）。なお、当該代金については延納を認めません。
- 2 今回の物件は皆伐であるため、販売区域内の立木はすべて伐採・搬出すること。
なお、伐採又は搬出が著しく困難な立木があった場合は、事業地を管轄する森林事務所（以下「管轄事務所」という。）へ申し出ること。
- 3 搬出に市町村道、農道等を使用する際は、必要に応じて敷鉄板等による保護など道路に毀損が生じないように対策を講じ、万一、毀損等があった場合は買受人の負担で復元すること。
- 4 事業完了後に所轄事務所の森林官等（以下「森林官等」という。）から林道の路面整正等について指示があった場合は従うこと。
- 5 土場及び搬出に民有地を使用する場合は、土地所有者と直接交渉を行うこと。
- 6 搬出等に販売区域以外の国有林を使用する場合は、「国有林野無料利用申請書兼請書」を管轄事務所へ提出すること。
- 7 作業実施に当たっては、労働安全及び山林火災防止等に十分留意するとともに、過積載を行わないなど法令順守を徹底すること。万一、労働災害等が発生した場合は、管轄事務所又は塩那森林管理署へ連絡すること。
- 8 「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守すること。ただし、指針3の①及び⑤は適用しない。
- 9 事業計画書等の提出及び承認
 - (1) 現地を精査の上、作業に着手する14日前までに「立木販売箇所の事業計画書」を森林官等に提出し、塩那森林管理署長の承認を受けること。
 - (2) 事業計画書には、森林作業道等の路網計画を明示した図面を添付すること。
また、図面については、保安林協議等のために別途作成したものを用いても差し支えない。いずれについても、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の

箇所等が記載されたものであること。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」により確認を行い併せて提出すること。

(3) 路網計画を変更する必要があるときは、変更内容を記載した書面を森林官等に提出し、塩那森林管理署長の承認を受けること。

(4) 路網作設は、塩那森林管理署長の承認を受けた後に着手すること。

10 販売箇所、搬出に伴う作業道等が保安林の場合は、保安林等の法的制限がある場合には、手続きが必要となります。手続きは、内容により相当数の期間がかかるため、事業着手届提出前に、お問合せください。

11 森林作業道等を作設する際は、以下の項目を遵守すること。

(1) 路網

ア 配置

(ア) 路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下「林業機械等」という。）が安全に走行でき、かつ作業システムが効率的に稼働するよう、次の点に留意して配置する。

①地形・地質の安定している個所を通過するようにする。

②地形に合った屈曲線形となるようにする。

③排水を考慮した波形勾配となるようにする。

④急勾配区間とカーブの組合せは極力避ける。

⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

イ 幅員

3 m以下とする。ただし、林業機械等の安全性及び作業性を確保する必要がある区間については3.5 m以下とする。

ウ 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の特性等を考慮した上で、林業機械等が木材等を積載した状態で安全に上り・下りできる範囲で計画する。

横断勾配は、水平を基準とする。なお、緩勾配など安定した場所において谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工や盛土のり面の保護措置をとる。特に、カーブ部については、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状とすることにより、こまめに行うこととする。また、排水箇所は安定した尾根部や常水のある沢等を選び、路面上の雨水を安全・適切に処理するために次の点に留意する。

①勾配のあるカーブでは、上部のカーブ入口付近で排水を行う。

②地下水が湧出している場合、又は地表水の局所的な流入・滞水が予測される場合には、側溝又は横断排水施設等により排水を行う。

(2) 施工

ア 切土

のり面勾配は直切りを標準とし、切土高は、ヘアピンカーブの入口などやむを得ない場合を除き、1.5 m程度以内とする。

ただし、切土高が1.5 mを超える場合、又は、土質が直切りに適していない場合は6分（岩石の場合は3分）とする。

イ 盛土

盛土を行う場合は、地山を段切りして基盤をつくった上で、30 cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、地山が緊密度の低い土砂である場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30 cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

のり面勾配は、1割程度とするが、盛土高が2 mを超える場合は、1割2分程度とする。

特に、ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行う、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量に過不足が生じた場合は、山側から谷側への横断方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦断方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点から必要な場合や地形・地質等の制約からやむを得ない場合限り、簡易なものを設置する。その場合、転石など現地発生資材の活用を積極的に検討し、路網利用頻度や構造物のコスト等を斟酌して適切なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(3) 周辺環境への配慮

人家、道路、鉄道等の重要な保全対象（以下「人家等」という。）又は水道取水口が存在する場合は、その直上には森林作業道を極力作設しない。また、事業実行中は、人家等や水道取水に影響が出ないように、必要に応じて土砂の流出、土石の転落、伐倒木等の落下を防止するため措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育に関する情報を把握した場合は、直ちに森林官等に報告する。

(4) その他

ア 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm幅の層状とし、層ごとにバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工が適していない場合は、林地保全に支障のない状態で林地に還元する。

イ 事業終了時には、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

ウ 本特約事項に指定していない事項については、森林作業道作設指針によることを基本とする。

12 官民境界標識の保護

事業実行中は「官民境界標識」を毀損、亡失させないように注意すること。万一、境界標の毀損等が発生した場合は、買受人の負担で復元すること。

13 塩那森林管理署長は、8、11の不遵守や、承認した事業計画と著しく異なる施工により林地崩壊が発生し又は発生するおそれがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を自己の負担により講じるよう買受人に命ずることができる。この場合、買受人は塩那森林管理署長等の命に従わなければならない。

14 以上のほか、塩那森林管理署職員が提示した事項についても必ず遵守すること。